

山口県報

平成24年
3月31日
(土曜日)

目次

条例
山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十九号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の七第一項中「前条第一項」の下に「及びこの条第三項」を、「規定による」の下に「更正又は」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

附則第七条の四の二中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則第七条の五及び第七条の六中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第九条の二及び第九条の三を次のように改める。

第九条の二及び第九条の三 削除

附則第九条の三の二中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に改める。

附則第九条の四中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則第九条の四の二第二項中「第八項第一号、第二号若しくは第三号に掲げる軽油自動車又は附則第九条の四の四第一項に規定する第一種省エネルギー自動車」を「次に掲げる自動車」に、「以下この条」を「次項」に、「法附則第十二条の二の二第二項」を「附則第九条の四の四

第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。附則第九条の四の四において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。次号及び同条第一項において同じ。）に該当するものを除く。次項及び同条第一項において同じ。）

イ 乗用車又は車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第九条の四の四において同じ。）が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び附則第九条の四の四第一項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この条及び同項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第九条の四の四第一項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（第四項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第九条の四の四第一項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- 二 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。次項及び附則第九条の四の四第一項において同じ。）
- イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条及び附則第九条の四の四第一項において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条及び附則第九条の四の四第一項において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第九条の四の二第三項中「法附則第十二条の二の二第二項又は前項」を「前項又は附則第九条の四の四第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げるガソリン自動車

- イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第九条の四の二第四項を次のように改める。

- 4 第二項（第一号イに係る部分に限る。）及び前項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（附則第九条の四の四第一項において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。
- この場合において、第二項第一号イ(3)中「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第九条の四の四第一項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」とあるのは「平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百三十八」と、前項第一号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「前項第一号イ(3)に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第九条の四の二第五項から第八項までを削る。

附則第九条の四の四第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「第二種省エネルギー自動車」を「第三

種環境対応車」に改め、「(附則第九条の四の二第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)(」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 附則第九条の四の二第三項第一号(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)(に掲げるガソリン自動車
- 二 附則第九条の四の二第三項第二号又は二に掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)(

附則第九条の四の二第二項を同条第三項とし、同項の次に次の四項を加える。

4 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)(のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができない設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)(で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第七十条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三条第一項に規定する基本方針(次項及び第六項において「基本方針」という。)(に平成三十二年までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準」という。)(で施行規則で定めるものに適合するものであること。

5 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)(で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第七十条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から六百五十万円(乗車定員三十人未満の附則第九条の四の四第五項に規定する路線バス等にあつては、二百万円)を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

6 道路運送法第三条第一号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等(第三号において「高齢者、障害者等」という。)(の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)(で初めて

新規登録等を受けるものの取得に係る第七十条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年まで導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

7 次に掲げるトラック（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第七十条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日（第一号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十トンを超えるもの及び第二号に掲げるトラックにあつては、平成二十六年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が八トンを超えるトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則で定めるものに適合するもの

二 車両総重量が十三トンを超えるトラック（施行規則で定めるけん引自動車に限る。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

附則第九条の四の四第一項中「第一種省エネルギー自動車」を「第二種環境対応車」に改め、「（附則第九条の四の二第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 附則第九条の四の二第二項第一号（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

二 附則第九条の四の二第二項第二号八又は二に掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第九条の四の四第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第七十条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあ

るのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。

一 電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）

二 天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車

四 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック（平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない乗用車、バス又はトラックであつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

五 乗用車のうち、平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する軽油自動車

六 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当する軽油自動車で施行規則で定めるもの（電力併用自動車に限る。）

イ 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

ロ 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第九条の四の六第一項及び第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第九条の五第一項中「とする自動車で施行規則で定めるもの」を「とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「及びメタノール」を「、メタノール」に、「定めるもの並びに」を「定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。第四項において同じ。）並びに」に改め、同項第一号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第四項第二号イ中「この項」の下に「及び次項」を加え、「定めるもの（以下この号及び次項」を「定めるもの（以下この号」に改め、同号ロ中「及び次項」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。次項において同じ。）

附則第九条の五第四項第四号中「以下この条において「基準エネルギー消費効率」を「次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第九項において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同条第五項中「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「平成二十一年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成二十二年年度分」を「平成二十六年年度分」に改め、同項第二号を次のように改め

る。

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

附則第九条の五第五項第三号中、「に百分の百二十五」を「であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第七項及び第九項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 充電機能付電力併用自動車

附則第九条の五第六項中「前二項」を「第四項又は前項（第九項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、「附則第九条の五第四項又は第五項」の下に「（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「附則第九条の五第四項から第六項まで」を「附則第九条の五第四項、第五項（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第六項」に改め、同条第七項中「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「平成二十七年基準エネルギー消費効率」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」の間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十五年までの自動車税に限り、当該自動車が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年年度分」を「平成二十六年年度分」に改め、同条第八項中「前項」の下に「（第九項において読み替えて準用する場合を含む。）」を、「附則第九条の五第七項」の下に「（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

9 第五項（第四号に係る部分に限る。）及び第七項の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第五項第四号中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第七項及び第九項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」とあるのは「前項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、第七項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「第四項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効

率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 平成二十四年四月一日(以下「施行日」という。)前に地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十一条の四第三項に規定する認定がされた同項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の譲渡又は資産の譲渡を受けた同項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が同項に規定する不動産を施行日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

3 改正後の山口県税賦課徴収条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

4 改正前の山口県税賦課徴収条例(以下「改正前の条例」という。)附則第九条の四の六第二項において読み替えて準用する改正前の条例第八十一条の十二第一項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証のうち、平成二十四年三月三十一日に有効期間の満了するもので改正後の条例附則第九条の四の六各号に掲げる用途に係るものは、改正前の条例附則第九条の四の六第二項において読み替えて準用する改正前の条例第八十一条の十二第四項の規定にかかわらず、有効期間満了後当該免税軽油使用者証を交付した日から起算して三年を経過する日までの間、なおその効力を有する。

(自動車税に関する経過措置)

5 改正後の条例附則第九条の五の規定は、平成二十四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部改正)

平成
二十四年
三月三十一日
印刷
発行

発行
行人所

山口
県知事
庁

6 過疎地域等における県税の特例に関する条例（昭和三十九年山口県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。
附則第四項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。